

規制の事後評価書

法律又は政令の名称： 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律

規制の名称： (ア) 相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の新設
(イ) 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設

規制の区分 新設 改正 (拡充 緩和)、 廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局： 農林水産省経営局農地政策課

評価実施時期： 令和5年10月～令和5年12月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

1 相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の新設

相続未登記農地等の実態（令和3年度）は、全農地の約2割（102.9万ha）、そのうち遊休農地は約6%（5.7万ha）であり、事前評価後、割合に大きな変動は見られない。一方、基幹的農業従事者のうち65歳以上の割合の増加傾向及び基幹的農業従事者の総数の減少傾向が、事前評価後も見られる。これらの状況を考えると、今事実上の耕作者のいる相続未登記農地等について、今後長期に渡り多くのリタイアが見込まれ、担い手への農地集積・集約化が円滑に行うことができないまま、有効利用されないおそれがある。このため、相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の重要性は変わっていない。また、事前評価時に想定していなかった影響は発現していない。

（参考）

- ・ 相続未登記農地の実態（事前評価時（H28））：全農地の約2割（93.4万ha）、うち遊休農地は約6%（5.4万ha）
- ・ 基幹的農業従事者の65歳以上の割合：66.5%（H29）→70.1%（R4）
- ・ 基幹的農業従事者（総数）：150.7万人（H29）→122.6万人（R4）

2 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設

事前評価時点では、農業者の高齢化や労働力不足が進む中で、生産技術の向上を活かして農作業の効率化・高度化を図るため、農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りにするニーズがあるが、このような取組は農地転用に該当するために、農地転用許可に係る事

務手続や、土地の税制上の評価が上昇することが、農業者にとって負担となっていた。

現在においても、農作業の効率化・高度化に係る技術開発が進んでいる中、農業者が効率的な営農を行うことができなければ、農地が遊休化し、国民に対する食料の安定供給を達成できなくなるおそれがあるという課題に変化は生じていない。また、事前評価時に想定していなかった影響は発現していない。

② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

1 相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の新設

本制度は、相続未登記農地等において共有持分を有している者が不明な場合に、農業委員会の探索・公示手続きを経て、不明な共有者の同意を得たとみなし、当該農地について農地中間管理機構に対して貸付けを可能とするものである。

相続未登記農地等の実態（令和3年度）は、全農地の約2割（102.9万ha）、そのうち遊休農地は約6%（5.7万ha）であり、事前評価後、割合に大きな変動は見られない。一方、基幹的農業従事者のうち65歳以上の割合の増加傾向及び基幹的農業従事者の総数の減少傾向が、事前評価後も見られる。

本制度を設けなかった場合、今事実上の耕作者のいる相続未登記農地等について、今後長期に渡り多くのリタイアが見込まれ、担い手への農地集積・集約化が円滑に行うことができないまま、有効利用されないおそれがある。現在もこのベースラインに変化はない。

2 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設

事前評価時は、本制度を講じなかった場合のベースラインとして、農業者が効率的な営農を行うことができず、農地が遊休化し、国民に対する食料の安定供給という農地法の目的を達成できないおそれがあると想定した。

現在もこのベースラインに変化はない。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

1 相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の新設

本制度は、相続未登記農地等において共有持分を有している者が不明な場合に、農業委

員会の探索・公示手続きを経て、不明な共有者の同意を得たとみなし、当該農地について農地中間管理機構に対して貸付けを可能とするものである。

基幹的農業従事者のうち65歳以上の割合の増加傾向及び基幹的農業従事者の総数の減少傾向を考えると、今事実上の耕作者のいる相続未登記農地等について、今後長期に渡り多くのリタイアが見込まれ、担い手への農地集積・集約化が円滑に行うことができないまま、有効利用されないおそれがあることから、本制度は、相続未登記農地等について担い手への集積・集約化を進める上で、引き続き必要である。

2 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設

前述のとおり、農業者の高齢化や労働力不足が進む中、生産技術の向上を活かした農作業の効率化・高度化を図るための農作物栽培高度化施設の設置の重要性は変わらず高いままである。むしろ、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」（令和5年6月2日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）において、「生産性の向上に資するスマート農業の実用化等」を講ずるとされ、スマート農業技術の導入による生産性向上を実現するためにも、底面をコンクリート等で覆う当該施設の重要性は高まっているといえる。したがって、本制度は、引き続き必要である。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

1 相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の新設

共有持分を有しているが不明な者に遵守費用は生じない。

2 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設

農業委員会への届出に係る費用が発生する。行政書士会連合会の報酬統計（R2年度）によると、農地法第4条第1項第7号（市街化区域内の農地転用の届出）に基づく届出は、平均4.3万円となっており、事前評価時の平均4.7万円から大きな変化はない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費

用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

1 相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の新設

本制度では、農業委員会が、相続未登記農地等の共有者に係る戸籍簿等を確認し共有者に郵送による意向確認等をする事務や、不明者を確定して公示を行うためホームページ等に掲載する事務を行うこととなり、これらに必要な費用として、1件当たり4万円程度の費用が生じるものと推計される。

(積算上の考え方)

農業委員会による、戸籍簿等の確認、郵送・意向確認関係事務及び公示関係事務：1件当たり平均28時間程度×賃金単価≒1件当たり4万円程度

2 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設

現行制度上、全ての農地は、農地法に基づく①農業委員会による利用状況調査や、②違反転用の是正措置等の対象となっている。

本制度により農地に農作物栽培高度化施設が設置された場合、当該土地は引き続き農地のままであり、上記①、②の日常的な監督下にあることは変わらず、必要な監督のあり方が変わるだけで、費用自体が追加的に発生することはない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

1 相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の新設

事前評価において、①相続未登記農地等の遊休化を未然に防止することで、農地が耕作されることによる収益が生じる効果、②相続未登記農地等の遊休化を未然に防止することで、農地の遊休化によって発生する周辺農地等への悪影響（害虫や鳥獣被害、日照不足等）が防止される効果を見込んだ。

① 相続未登記農地等の遊休化を未然に防止することで、農地が耕作されることにより収益が生じる効果は、例えば、その農地に野菜を作付けした場合、1件当たり114万円である。(積算上の考え方) 野菜作経営の単位面積当たり農業所得(2.421万円)×1件当たり制度活用面積(47.2アール)≒114万円

② 相続未登記農地等の遊休化を未然に防止することで、農地が遊休化することによって発生する周辺農地等への悪影響（病虫害や鳥獣被害、日照不足等）の防止効果は、金銭価値化することは困難であるが、周辺農地等への悪影響がなかったという効果は発現している。

なお、令和4年度末までに農地中間管理機構へ貸付した面積は、168haである。

2 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設

事前評価においては、以下により、農業者が効率的な営農を行うことができないことによる農地の遊休化を未然に防止する効果を見込んだ。

- ① 農地転用許可制度から届出制度にすることにより、農業者の事務負担が軽減される。
 - ② 農作物栽培高度化施設の設置により、農業の生産技術の向上を活かした農作業の効率化・高度化が図られ、農業における労働力不足の解消が見込まれる。
- 令和2年末時点で、全国103件の届出実績があり、これらの効果が発現している。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

1 相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の新設

⑥の記述のとおり。

2 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設

- ① 農地転用許可手続が不要となることから、農業者の事務負担が軽減された。（行政書士会連合会の報酬統計（R2年度）によると、農地法第4条許可申請に係る行政書士への報酬額は平均8.1万円に対し、農地法第4条第1項第7号に基づく届出は平均4.3万円となっており、約5割減少している。）
- ② 作業用台車の導入などによって農作業の効率化・高度化が図られ、農業における労働力不足の解消の効果があつたと見込まれるが、その全ての効果を金銭価値化することは困難である。

農作業の効率化については、農地をコンクリートで覆うことにより、土からの浸水及び内部結露の防止や床面清掃の容易化が図られ、高度な温度・湿度・衛生管理が可能となることで、一般的な施設（コンクリートで覆わないもの）と比較して、トマトの施設栽培において、防除のために必要な作業時間が4分の1に削減された例、キュラゲの菌床栽培施設において、栽培時の作業時間が3分の1に削減した例、しいたけ栽培施設において、品質の向上に加え、収量が1割増加した例（いずれも農林水産省調べ）があるが、金銭価値化されたデータはない。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会

が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

1 相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の新設

副次的な影響及び波及的な影響はない。また、事前評価時に意図していなかった負の影響は生じていない。

2 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設

副次的な影響及び波及的な影響はない。また、事前評価時に意図していなかった負の影響は生じていない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

1 相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の新設

本制度は、相続未登記農地等において共有持分を有している者が不明な場合に、農業委員会の探索・公示手続きを経て、不明な共有者の同意を得たとみなし、当該農地について農地中間管理機構に対して貸付けを可能とするものである。

事前評価後における、相続未登記農地等の現状、並びに基幹的農業従事者のうち65歳以上の割合の増加傾向及び基幹的農業従事者の総数の減少傾向を考えると、本制度を設けなかった場合、今事実上の耕作者のいる相続未登記農地等について、今後長期に渡り多くのリタイアが見込まれ、担い手への農地集積・集約化が円滑に行うことができないまま、有効利用されないおそれがある。このため、相続未登記農地等の利用の促進に係る制度の重要性は変わっていない。

本制度での費用としては、共有持分を有しているが不明な者に費用は発生しないが、農業委員会による探索・公示に要する費用1件当たり4万円程度が発生する。本制度により、相続未登記農地等が耕作されることにより収益が生じる効果は、1件当たり114万円である。このように、明らかに効果（便益）が費用より大きいものと考えられる。

以上により、相続未登記農地等の利活用を進める上で、本制度を維持することが妥当であると考えられる。

2 農作物栽培高度化施設の設置に係る届出等の新設

遵守費用として、農業委員会への届出に係る費用が発生する一方で、農地転用許可手続が不要となることから、農業者の事務負担が軽減された。（行政書士会連合会の報酬統計（R2年度によると、農地法第4条第1項第7号に基づく届出は平均4.3万円、農地法第4条許可申請に係る行政書士への報酬額は平均8.1万円となっており、約5割減少している。）

作業用台車の導入などによって農作業の効率化・高度化が図られ、農業における労働力不足の解消の効果があつたと見込まれる。（トマトの施設栽培において、防除のために必要な作業時間が4分の1に削減された例、キクラゲの菌床栽培施設において、栽培時の作業時間が3分の1に削減した例、しいたけ栽培施設において、品質の向上に加え、収量が1割増加した例がある。）

これらにより、農業者が効率的な営農を行うことができないことによる農地の遊休化を未然に防止する効果が見込まれる。

以上により、明らかに便益が費用より大きいものと考えられることから、引き続き本制度を措置することが妥当であると考えられる。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。